

議 会 議 案 第 4 号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和7年3月21日提出

新居浜市議会議員	大	條	雅	久
新居浜市議会議員	藤	原	雅	彦
新居浜市議会議員	合	田	晋	一郎
新居浜市議会議員	田	窪	秀	道
新居浜市議会議員	山	本	健	十郎
新居浜市議会議員	篠	原		茂
新居浜市議会議員	仙	波	憲	一

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例  
第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、甲地方（新居浜市職員の旅費に関する条例別表第1備考第1項に規定する  
甲地方をいう。）における宿泊料は、1夜につき16,000円とする。

第6条に次の1項を加える。

3 議長は、航空機の利用が合理的又は経済的であると認められる場合は、航空機の利用を許可することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

口頭説明